

大阪市規則第132号

初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

初任給調整手当支給規則（昭和40年大阪市規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第6条関係） [表 別紙2 挿入] [備考 略]	別表（第6条関係） [表 別紙1 挿入] [備考 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給調整手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（手当の内払）

- 3 この規則による改正前の初任給調整手当支給規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、総務局長が定める。

[別表 別紙1]

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に規定する 職を占める職員	第2条第2項に規定する 職を占める職員
	円	円
1年未満	<u>251,700</u>	[同左]
1年以上2年未満	<u>251,700</u>	[同左]
2年以上3年未満	<u>251,700</u>	[同左]
3年以上4年未満	<u>251,700</u>	[同左]
4年以上5年未満	<u>251,700</u>	[同左]
5年以上6年未満	<u>251,700</u>	[同左]
6年以上7年未満	<u>251,700</u>	[同左]
7年以上8年未満	<u>251,700</u>	[同左]
8年以上9年未満	<u>251,700</u>	[同左]
9年以上10年未満	<u>251,700</u>	[同左]
10年以上11年未満	<u>251,700</u>	[同左]
11年以上12年未満	<u>251,700</u>	[同左]
12年以上13年未満	<u>251,700</u>	[同左]
13年以上14年未満	<u>251,700</u>	[同左]
14年以上15年未満	<u>251,700</u>	[同左]
15年以上16年未満	<u>251,700</u>	
16年以上17年未満	<u>249,100</u>	
17年以上18年未満	<u>246,500</u>	
18年以上19年未満	<u>243,900</u>	
19年以上20年未満	<u>241,300</u>	
20年以上21年未満	<u>238,700</u>	
21年以上22年未満	<u>227,300</u>	
22年以上23年未満	<u>215,400</u>	
23年以上24年未満	<u>203,400</u>	
24年以上25年未満	<u>191,600</u>	

25 年以上 26 年未滿	<u>179,800</u>	
26 年以上 27 年未滿	<u>165,400</u>	
27 年以上 28 年未滿	<u>151,100</u>	
28 年以上 29 年未滿	<u>136,800</u>	
29 年以上 30 年未滿	<u>122,500</u>	
30 年以上 31 年未滿	<u>107,500</u>	
31 年以上 32 年未滿	<u>92,700</u>	
32 年以上 33 年未滿	<u>77,500</u>	
33 年以上 34 年未滿	<u>59,500</u>	
34 年以上 35 年未滿	<u>41,100</u>	

[別表 別紙2]

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に規定する 職を占める職員	第2条第2項に規定する 職を占める職員
	円	円
1年未満	<u>252,400</u>	[略]
1年以上2年未満	<u>252,400</u>	[略]
2年以上3年未満	<u>252,400</u>	[略]
3年以上4年未満	<u>252,400</u>	[略]
4年以上5年未満	<u>252,400</u>	[略]
5年以上6年未満	<u>252,400</u>	[略]
6年以上7年未満	<u>252,400</u>	[略]
7年以上8年未満	<u>252,400</u>	[略]
8年以上9年未満	<u>252,400</u>	[略]
9年以上10年未満	<u>252,400</u>	[略]
10年以上11年未満	<u>252,400</u>	[略]
11年以上12年未満	<u>252,400</u>	[略]
12年以上13年未満	<u>252,400</u>	[略]
13年以上14年未満	<u>252,400</u>	[略]
14年以上15年未満	<u>252,400</u>	[略]
15年以上16年未満	<u>252,400</u>	
16年以上17年未満	<u>249,800</u>	
17年以上18年未満	<u>247,200</u>	
18年以上19年未満	<u>244,600</u>	
19年以上20年未満	<u>242,000</u>	
20年以上21年未満	<u>239,400</u>	
21年以上22年未満	<u>228,700</u>	
22年以上23年未満	<u>217,200</u>	
23年以上24年未満	<u>205,700</u>	
24年以上25年未満	<u>194,200</u>	

25 年以上 26 年未満	<u>182,700</u>	
26 年以上 27 年未満	<u>168,700</u>	
27 年以上 28 年未満	<u>154,700</u>	
28 年以上 29 年未満	<u>140,700</u>	
29 年以上 30 年未満	<u>126,400</u>	
30 年以上 31 年未満	<u>111,900</u>	
31 年以上 32 年未満	<u>97,400</u>	
32 年以上 33 年未満	<u>82,200</u>	
33 年以上 34 年未満	<u>64,200</u>	
34 年以上 35 年未満	<u>46,200</u>	

(令和 6 年11月29日揭示済)